

# 参考資料

(海外におけるソーシャルボンド等の発行事例)

令和3年4月13日

金融庁

## 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド等の発行事例の調査

- Environmental Finance「Sustainability Bond Database」より、海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの発行事例を調査
- 「Sustainability Bond Database」で、発行体区分が「Corporate」、「Financial Institution」とされているものを、それぞれ民間事業会社、民間金融機関の発行とし、以下の発行事例を掲載
  - ソーシャルボンド
    - ・ 海外の民間事業会社による全ての発行事例
    - ・ 海外の民間金融機関による発行事例のうち発行額の大きいものや特色のあるもの(10銘柄程度)
  - サステナビリティボンド
    - ・ 海外の民間事業会社による発行事例のうち発行額の大きいものや特色のあるもの(10銘柄程度)
- 調査した発行事例について、ICMA原則で例示されている事業区分、調達資金の用途及び対象となる人々を整理して記載。同一の事業でも複数の事業区分に跨るものについては再掲している。なお、事業区分は各発行体のフレームワーク等に記載される分類に従っているが、明確に示されていない事例は事務局にて分類。

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例①

## ICMA原則の事業区分①: 手ごろな価格の基本的インフラ設備

- 【事業区分①の細目】
- ・クリーンな飲料水
  - ・下水道
  - ・衛生設備
  - ・輸送機関
  - ・エネルギー

(事業区分を「手ごろな価格の基本的インフラ設備」とする発行事例(以下の食品1社、金融2社)について)

- ❑ 低所得者を対象とする飲料水等のアクセス向上に貢献するソーシャルビジネスへの投資や、ヘルスケア/医療サービスに係るプロジェクトがある。
- ❑ 対象を特定していない、公共交通機関等のコミュニティ・インフラ向上のための資金供給に係るプロジェクトがある。

発行体名	国	業種	調達資金の用途	対象となる人々
Danone	仏	食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得者層のための適切な食料、低所得者層のためのきれいな飲料水へのアクセス向上のための直接的な社会企業活動への資金拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家</li> <li>・ 排除され、あるいは社会から残されている人々／コミュニティ</li> <li>・ 貧困ライン以下で暮らしている人々</li> <li>・ 発展途上国の農村コミュニティ</li> </ul>
CaixaBank	スペイン	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料もしくは補助された医療サービス提供</li> <li>・ 健康危機の事前警告・リスク軽減・管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者</li> </ul>
BPCE	仏	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関を含むコミュニティ・インフラの向上を目的とした顧客やプロジェクトへのローンのリファイナンス</li> </ul>	-

(注)   ソーシャルボンドの発行事例   サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例②

## ICMA原則の事業区分①: 手ごろな価格の基本的インフラ設備

- 【事業区分①の細目】
- ・クリーンな飲料水
  - ・下水道
  - ・衛生設備
  - ・輸送機関
  - ・エネルギー

(事業区分を「手ごろな価格の基本的インフラ設備」とする発行事例(以下のテレコム3社)について)

- 発展途上国などの通信回線にアクセスできない人等を対象とした情報通信インフラの拡大に係るプロジェクトがある。
- 先進国(ヨーロッパ、特にフランス)の農村地域における光ファイバーネットワークの導入等に係るプロジェクトもある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
Millicom	ルクセンブルク	テレコム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル回線拡大のための費用</li> <li>・ 固定回線拡大及びアップグレード費用</li> <li>・ 新技術(4G等)移行の為の様々な帯域の取得、ライセンス更新費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル回線、固定回線にアクセスできない人々</li> </ul>
Orange	仏	テレコム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨーロッパ(特に政府の取り組みと連携できるフランス)の農村地域及びアフリカにおける光ファイバーネットワークの導入、設置に係る費用</li> <li>・ 大容量ネットワークの導入、設置に係る費用</li> <li>・ 十分な帯域幅のインターネットへのアクセスを多くの人々に提供するためのモバイル通信領域拡大に係る費用</li> <li>・ 4Gの導入等、回線の最適化に係る費用</li> <li>・ モバイルバンキング事業(支払い、マイクロクレジット及び保険のサービス)に係る費用</li> <li>・ サービスが行き届いていない地域における電力へのアクセスを可能とするためのOrange Energieキット(※1)の貸出サービス(※2)に係る費用</li> </ul> <p>※1 キットには、太陽光発電キット、マイクログリッド等の機器を含む                  ※2 インストール、メンテナンス、修理等を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 密集していない地域における回線に接続できない又は十分なサービスを受けていない人々、新興市場および発展途上国に住むモバイルネットワークへのアクセスが制限されている人々</li> </ul>
Telefonica	スペイン	テレコム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラテンアメリカにおけるITインフラにアクセスできていないリスクの高い地域におけるブロードバンド(4G等の技術)接続サービス提供の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタルサービスに接続できていないコミュニティ、サービスが不十分なコミュニティ(2G又は3Gが利用可能だが、平均1.5Mbps以下の回線速度)</li> </ul>

(注)      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例③

## ICMA原則の事業区分②:必要不可欠なサービスへのアクセス

- 【事業区分②の細目】
- ・健康
  - ・健康管理
  - ・教育及び職業訓練
  - ・資金調達と金融サービス

(事業区分を「必要不可欠なサービスへのアクセス」とする発行事例(以下の金融3社)について)

- ヘルスケア/医療サービスや教育/職業訓練に係るプロジェクトが多い。多くが社会的弱者を対象としているが、一般の人々を対象とする医療サービスに係るプロジェクトもある。
- 高齢者福祉に係るプロジェクトや先進国の農村地域におけるICTネットワークの整備を通じた地域経済の活性化に係るプロジェクトもある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
BPCE	仏	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院・ヘルスケア施設等のヘルスケアに係る顧客へのローンのリファイナンス</li> <li>・ 初等中等教育、成人教育及び継続教育等の教育に係る顧客やプロジェクトへのローンのリファイナンス</li> </ul>	-
Credit Agricole Group	仏	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療サービスへのアクセス</li> <li>・ 公立病院</li> <li>・ 高齢者福祉施設</li> <li>・ ヘルスケア分野の中小企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の人々</li> <li>・ 高齢者</li> <li>・ ヘルスケア分野の中小企業</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済の活性化</li> <li>・ 農村地域におけるICT(光ファイバーネットワークの整備等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村地域における恵まれない人々</li> </ul>
CaixaBank	スペイン	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料もしくは補助された医療サービス提供(再掲①)</li> <li>・ 健康危機の事前警告・リスク軽減・管理の改善(再掲①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分なサービスを受けられない人々の金融サービスへのアクセスの増大</li> <li>・ 脆弱な人々や貧困の危機にある人々のために公的に資金供与された初等・中等・大人向け・職業教育へのアクセス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分なサービスを受けられない人々</li> <li>・ 学生</li> </ul>

(注)      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例④

## ICMA原則の事業区分②:必要不可欠なサービスへのアクセス

- 【事業区分②の細目】
- ・健康
  - ・健康管理
  - ・教育及び職業訓練
  - ・資金調達と金融サービス

(事業区分を「必要不可欠なサービスへのアクセス」とする発行事例(以下の金融2社、教育サービス1社、外食1社)について)

- 社会的弱者を対象とするヘルスケア/医療サービスや教育/職業訓練に係るプロジェクトが多い。
- サプライチェーンを支える生産者の支援に係るプロジェクトもある。

発行体名	国	業種	調達資金の用途	対象となる人々
JP Morgan	米	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非営利団体や公的機関等による低・中所得地域における教育と医療へのアクセスを促進するプロジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低・中所得地域の学生・患者</li> </ul>
BBVA	スペイン	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学等の高等教育、初等・中等教育、技術・職業訓練センターやプログラム、能力開発、起業家精神、識字・計算能力の訓練センターやプログラム</li> <li>・ 病院、医療機器・技術</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生</li> <li>・ 失業者</li> <li>・ 患者</li> </ul>
Pearson Funding PLC	英	教育サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同社の教育サービスを無償提供するための教材、技術、カリキュラム開発等に係る費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な教育を受けていない人々、十分なサービスを受けられない人々、貧困ライン以下で暮らしている人々、障がい者、失業者</li> </ul>
Starbucks	米	外食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家支援センター及び農学研究開発センターの開発、運営に係る費用</li> <li>・ コーヒー豆生産農家へのローン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーヒーと農家の平等(C.A.F.E.: Coffee and Farmer Equity)プラクティス(環境NGOと協力したコーヒー豆に関する倫理的調達プログラム)への準拠が第三者に認証されているサプライヤー</li> </ul>

(注)   ソーシャルボンドの発行事例   サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会の作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑤

## ICMA原則の事業区分②:必要不可欠なサービスへのアクセス

### 【事業区分②の細目】

- ・健康
- ・健康管理
- ・教育及び職業訓練
- ・資金調達と金融サービス

(事業区分を「必要不可欠なサービスへのアクセス」とする発行事例(以下の不動産4社)について)

- 社会的弱者を対象とするヘルスケア/医療サービスや福祉に係るプロジェクトが多い。
- その中でも高齢者や障がい者向けのもので多い一方、一般の人々を対象とするものもある。
- 文化施設等のコミュニティサービス施設の建設等に係るプロジェクトもある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
SBB	スウェーデン	不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、教育関連施設、文化施設等、コミュニティサービス施設の取得・リファイナンス又は建設に係る費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の人々</li> <li>・ 障がい者</li> <li>・ 高齢被扶養者</li> </ul>
Icade	仏	不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリニック、メンタルヘルスサポート施設、リハビリ施設等、医療施設に係る費用</li> <li>・ 老人ホームを含む高齢者福祉施設に係る費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療と支援を必要とする人々</li> <li>・ 高齢被扶養者</li> </ul>
Assura plc	英	不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の人々がアクセス可能なプライマリケア医療施設、保健センター等の取得・建設又は改修に係る費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者、高齢者、認知症や自閉症などの症状に苦しむ人々</li> </ul>
Confinimmo	ベルギー	不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘルスケア不動産</li> <li>・ 脆弱な人々へのヘルスケアサービスを提供及び／又は促進する既存及び／又は将来の資産(※)への投資</li> <li>※救急診療所、リハビリテーション診療所、精神科診療所、プライマリケア、障がい者医療施設、看護施設、子供診療所、再教育センター、診療所ビル等を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脆弱なグループ</li> </ul>

(注)      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑥

## ICMA原則の事業区分②:必要不可欠なサービスへのアクセス

- 【事業区分②の細目】
- ・健康
  - ・健康管理
  - ・教育及び職業訓練
  - ・資金調達と金融サービス

(事業区分を「必要不可欠なサービスへのアクセス」とする発行事例(以下の医療機器2社、製薬1社)について)

- 社会的弱者を対象とするヘルスケア/医療サービスに係るプロジェクトが多い。
- COVID-19対応に係るプロジェクトでは、一般の人々も対象としている。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
Getinge	スウェーデン	医療機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ COVID-19による需要増加に対応できる増産体制整備(※)に係る費用</li> <li>※先進技術の医療機器(体外式膜型人工肺(ECMO)や人工呼吸器)、集中治療室(ICU)での患者管理のための機器等の増産を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘルスケアを必要としているCOVID-19の患者、COVID-19患者の治療に関与する医療従事者、一般の人々</li> </ul>
Koninklijke Philips	オランダ	医療機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的にサステナブルな治療を実現する革新的な医療技術の研究開発</li> <li>・ 医療サービスが不足している地域の人々の医療へのアクセス改善、及びそれを目的としたM&amp;A</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療製品・サービスの利用者</li> <li>・ 医療サービスが不足している地域の人々</li> </ul>
Pfizer	米	製薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手ごろな価格で高品質の医薬品やワクチンへのアクセスを必要としている、医療サービスの行き届いていない患者のための資金、専門知識等の提供に係る費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脆弱なグループ(特に低・中所得国における女性、新生児と子供、高齢者、移民や難民)</li> </ul>

(注)   ソーシャルボンドの発行事例   サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集



# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑦

## ICMA原則の事業区分②:必要不可欠なサービスへのアクセス

- 【事業区分②の細目】
- ・健康
  - ・健康管理
  - ・教育及び職業訓練
  - ・資金調達と金融サービス

(事業区分を「必要不可欠なサービスへのアクセス」とする発行事例(以下のテレコム1社・Eコマース1社)について)

- 通信回線にアクセスできない人を対象とする通信インフラの整備に係るプロジェクト(事業区分①でも掲載)がある一方、生徒や保護者を対象とするオンライン環境の改善やオンライン教育の拡充に係るプロジェクトがある。また、ICT活用を通じた女性活躍支援に係るプロジェクトがある。
- 一般の人々を対象とするCOVID-19対応に関連するヘルスケア/医療サービスに係るプロジェクトもある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
Millicom	ルクセンブルク	テレコム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル回線拡大のための費用(再掲①)</li> <li>・ 固定回線拡大及びアップグレード費用(再掲①)</li> <li>・ 新技術(4G等)移行の為の様々な帯域の取得、ライセンス更新費用(再掲①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル回線、固定回線にアクセスできない人々</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用を通じて収益増加を図る女性向けトレーニングプログラム費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業のデジタル化により収益向上を図る小規模事業を営む女性</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル端末での国際送金、水、電気、通信等のサービスへの支払処理最適化費用</li> <li>・ 子供たちの安全かつ有用なオンライン環境の構築費用</li> <li>・ 生徒、教師へのオンライン学習センター整備、IT活用トレーニング提供、学校インフラ施設整備費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル金融サービスユーザー</li> <li>・ 公立学校の生徒・成人の保護者</li> </ul>
Alibaba	中国	Eコマース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下を含むCOVID-19への対応のためのプログラム費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査キットやワクチンを含む医療機器に関する購入、輸送又は研究・開発に係る費用</li> <li>・ 健康、安全、衛生用品の生産拡大のための施設建設又は既存の施設の再整備に係る費用</li> <li>・ 医薬品・ワクチン開発、診断機能・公衆衛生開発のための、研究所その他機関へのAI技術を含む技術的サポートに係る費用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の人々</li> </ul>

(注)   ソーシャルボンドの発行事例   サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑧

## ICMA原則の事業区分②:必要不可欠なサービスへのアクセス

- 【事業区分②の細目】
- ・健康
  - ・健康管理
  - ・教育及び職業訓練
  - ・資金調達と金融サービス

(事業区分を「必要不可欠なサービスへのアクセス」とする発行事例(以下のスポーツ用品1社)について)

□ マイノリティ、障がい者、低所得者を含む社会的弱者を対象とする教育、職業訓練、スポーツ及びレジャーへのアクセスに係るプロジェクト、幅広い世代を対象とする健康促進に係るプロジェクトや、女性活躍支援に係るプロジェクトがある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
adidas	独	スポーツ用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過小評価されたコミュニティ、若者向け教育とキャリアアップのための指導、能力開発プログラム、及び資金提供</li> <li>・ 様々な世代におけるスポーツへのアクセスを可能とし、慢性的な健康問題を防止することで、健康促進を図るプログラム費用</li> <li>・ 社会経済的要素、人種、宗教、性別、性的指向でスポーツから疎外されている若者に対してスポーツへのアクセスを提供するための費用</li> <li>・ 社会的流動性推進のための、また、過小評価されたコミュニティや若者のためのキャリアアップや能力開発へのアクセス拡大プロジェクト</li> <li>・ 若年女性に自信を持たせ、情熱を追求することを促進する教育プログラムに係る費用</li> <li>・ 教育、能力開発プログラムへの助成金等、難民や移民コミュニティを支援するプロジェクトに係る費用</li> <li>・ (身体、精神、学習を含む)すべての障がい者の健康及び人権を確保するための費用</li> <li>・ 経済的に恵まれていない障がい者が余暇活動、教育にアクセスできるためのプロジェクトに係る費用</li> <li>・ 女性向けの能力開発プログラム等、同社サプライヤーで働く女性活躍支援費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過小評価されたグループ、若者、ラテン系、黒人、女性、障がい者、移民や難民</li> </ul>

(注)   ソーシャルボンドの発行事例   サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑨

## ICMA原則の事業区分③:手ごろな価格の住宅

【事業区分③の細目】  
(例示なし)

(事業区分を「手ごろな価格の住宅」とする発行事例(以下の金融6社)について)

□ 障がい者・高齢者などを含む、低所得者又は所得が低め(moderate)の者(以下、「低所得者等」という)を対象とした住宅供給に係るプロジェクトが多い。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
Citigroup	米	金融	・ 米国における低所得者等向けの質の高い手ごろな価格の住宅の建設、建て替え、及び/又は保全に係るファイナンス	・ 障がい者、高齢者、ホームレス経験者、退役軍人を含む低所得者等
JP Morgan	米	金融	・ 集合賃貸住宅 ・ 低所得者等への住宅ローン	・ 低所得者等
Morgan Stanley	米	金融	・ 低所得者等への手ごろな価格での住宅の提供	・ 低所得者等 ・ 特別ニーズを有する人々(シニア、退役軍人、障がい者、家庭内暴力の被害者等)
Bank of America	米	金融	・ 米国内の低所得者向け住宅物件への投資	・ 低所得者
BPCE	仏	金融	・ 社会住宅(ソーシャルハウジング)に係る顧客やプロジェクトへのローンのリファイナンス	・ 低所得者
BBVA	スペイン	金融	・ 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティーの適切・安全・安価な住宅へのアクセス	・ 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティー

(注)      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
(出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

ICMA原則の事業区分③:手ごろな価格の住宅

【事業区分③の細目】  
(例示なし)

(事業区分を「手ごろな価格の住宅」とする発行事例(以下の不動産1社、住宅1社、コングロマリット1社)について)

□ 低所得者向けの住宅供給に係るプロジェクトに加え、一般の人々を対象とした手ごろな価格の住宅(具体的には、家賃規制の対象となる住宅)に係るプロジェクトもある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
SBB	スウェーデン	不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>スウェーデンにおける手ごろな価格の住宅、具体的には家賃規制の対象となる住宅(Rent-regulated Residential Housing)に係るプロジェクト費用のファイナンス又はリファイナンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の人々</li> </ul>
MORhomes	英	住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国における公営/手頃な価格の住宅(social/affordable housing(※))の建設、改修、メンテナンス等に係る費用</li> <li>※公営住宅及び住宅協会(housing association)によって供給されている低所得者向け住宅。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体における手ごろな価格の住宅を必要とする人々、テナント</li> </ul>
Alphabet Inc.	米	コングロマリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の取得・建設・改修に係るプロジェクト費用(手ごろな価格の住宅供給を支援する組織に投資するファンドへの資金拠出、同社所有の土地を住宅地とするための区画整理等を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中・低所得(middle and low-income)者</li> </ul>

(注)      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
(出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑪

**ICMA原則の事業区分④：雇用創出（中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて）**

**【事業区分④の細目】**  
(例示なし)

(事業区分を「雇用創出（中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて）」とする発行事例（以下の金融5社）について）

- 零細・中小企業に対する資金提供、支援等に係るプロジェクトが多い。
- その中には、発展途上国向けに加え、先進国の経済的に不利な地域を対象とするプロジェクトや、金融リテラシーに係るプロジェクトもある。

発行体名	国	業種	調達資金の用途	対象となる人々
JP Morgan	米	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得・所得が低め(moderate)の地域における小規模企業への融資による経済発展の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得・所得が低め(moderate)の地域における小規模企業</li> </ul>
BPCE	仏	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 失業率が高い/低所得/雇用創出の少ない地域の顧客又はプロジェクトへのローンのリファイナンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フランス大都市圏の経済的及び社会的に不利な地域にある中小企業とNPO</li> </ul>
Credit Agricole Group	仏	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済の活性化</li> <li>・ 中小企業向け融資</li> <li>・ 発展途上国における開発プロジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会経済的に不利な状況に置かれた人々</li> <li>・ 発展途上国の人々</li> </ul>
CaixaBank	スペイン	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的に恵まれないスペインの地域の零細・中小企業の成長を促進する銀行融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 零細・中小企業</li> </ul>
BBVA	スペイン	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業向け資金供給とマイクロファイナンス</li> <li>・ 零細・中小企業のフォーマル化 (formalization) と奨励</li> <li>・ 十分なサービスを受けられない人々の銀行・金融サービスへのアクセス</li> <li>・ 金融リテラシー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 零細・中小企業</li> <li>・ 十分なサービスを受けられない人々</li> <li>・ 一般の人々</li> </ul>

(注)      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会の作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑫

## ICMA原則の事業区分④：雇用創出（中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて）

【事業区分④の細目】  
（例示なし）

- （事業区分を「雇用創出（中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスを通じて）」とする発行事例（以下のテレコム3社等の計7社）について）
- ❑ 中小企業向けの資金供給に係るプロジェクトが多い。その中には、発行体のビジネスに係る分野（ICTなど）の中小企業や、COVID-19の影響を受けた中小企業など、対象をある程度絞り込んだプロジェクトがある。
  - ❑ 一般の人々を対象としたプロジェクトとして、ヘルス・栄養分野に係るものやCOVID-19対応に係るプロジェクトがある。
  - ❑ 起業家・スタートアップ企業に対する資金提供に係るプロジェクトや、一定の地域中小企業への特許権の共有や採用支援等に係るプロジェクトがある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
Danone	仏	食品	・ ヘルス・栄養分野における中小企業へのローン	・ 一般の人々
Alphabet Inc.	米	コングロマリット	・ COVID-19で打撃を受けた中小企業への支援活動費用（中小企業を支援するNGOや金融機関へのローン、中小企業の経営者向けの研修等）	・ COVID-19で打撃を受けた中小企業
Millicom	ルクセンブルク	テレコム	・ ICT活用を通じて収益増加を図る女性向けトレーニングプログラム費用（再掲②⑥）	・ 事業のデジタル化により収益向上を図る小規模事業を営む女性
Orange	仏	テレコム	・ サービス・IT分野の起業家への資金拠出	・ 起業家とスタートアップ企業
Telefonica	スペイン	テレコム	・ 中小企業への資金提供、投資	・ ICTにフォーカスした中小企業
Alibaba	中国	Eコマース	・ 以下を含むCOVID-19への対応のためのプログラム費用 ・ 事業及び雇用継続確保のための支援プログラム費用	・ 一般の人々
POSCO	韓国	鉄鋼	・ 特許権の共有、市場金利よりも低い金利でのローンの提供、企業の求める人材の採用を支援することを目的とする求人センターの運営を通じた、従業員20名未満の地域中小企業に対する支援	・ 従業員20名未満の地域中小企業

（注）      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
（出所）Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑬

## ICMA原則の事業区分⑤:食糧の安全保障と持続可能な食糧システム

- 【事業区分⑤の細目】**
- ・食糧必要要件を満たす、安全で栄養価の高い十分な食品への物理的、社会的、経済的なアクセス
  - ・回復力ある農業慣行
  - ・小規模生産者の生産性向上
  - ・フードロスと廃棄物の削減

(事業区分を「食糧の安全保障と持続可能な食糧システム」とする発行事例(食品1社、飲食料品小売1社)について)

- より健康的で栄養価の高い商品開発、一定の要件を備える商品開発及び原材料生産者の保護がある。
- 発展途上国の農村コミュニティを対象とした基本的な食糧へのアクセスに係るプロジェクトがある一方、高度な医療栄養素の研究や栄養価向上に向けた商品開発といった先進的な分野に係るプロジェクトがある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
Danone	仏	食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度な医療栄養素の研究費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の栄養素を必要とする、乳児、妊婦、患者及び高齢者</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛乳生産者や非GMO(遺伝子組換えなし)製品の保護のための費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛乳生産者、農家</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得者層のための適切な食料、低所得者層のためのきれいな飲料水へのアクセス向上のための直接的な社会企業活動への資金拠出(再掲①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家</li> <li>・ 排除され、あるいは社会から残されている人々／コミュニティ</li> <li>・ 貧困ライン以下で暮らしている人々</li> <li>・ 発展途上国の農村コミュニティ</li> </ul>
Ahold Delhaize	オランダ	飲食料品小売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品開発のための研究、より健康的な製品の販売・流通を含む、健康的な食事に関する取り組みに係る支出</li> <li>・ 食品の栄養価向上に向けた商品開発に係る費用</li> <li>・ Guiding Stars(科学諮問委員会による監査を受けた食品の栄養評価システム(米国))のメンテナンス、改善に係る費用</li> <li>・ Choices International(WHOのガイドラインに基づく科学諮問委員会による監査を受けた食品の栄養評価基準(欧州))に評価される商品への投資</li> <li>・ Nutri-Score(国際的な研究に基づく評価システム)に評価される商品への投資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の人々</li> </ul>

(注)   ソーシャルボンドの発行事例   サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑭

## ICMA原則の事業区分⑥:社会経済的向上とエンパワーメント

**【事業区分⑥の細目】**  
 ・資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール  
 ・所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合

(事業区分を「社会経済的向上とエンパワーメント」とする発行事例(以下の金融4社、カーリース1社等の計6社)について)

- 低所得者・障がい者・女性の支援を目的とするプロジェクトが多い。
- その中には、スポーツ施設・機会の提供や、女性活躍が進んでいる会社への融資もある。

発行体名	国	業種	調達資金の用途	対象となる人々
Credit Agricole Group	仏	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会経済的向上とエンパワーメント</li> <li>・ NPO</li> <li>・ 公的住宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の非営利の団体・協会・財団・慈善団体</li> <li>・ PAS要件で定められた低所得者</li> </ul>
BPCE	仏	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的包摂に係る顧客やプロジェクトへのローン(スポーツやスポーツインフラへの資金供給等)</li> </ul>	-
CIBC	加	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員の地位の少なくとも30%を女性が占める等の一定の基準を満たす企業へのローンのファイナンスまたはリファイナンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性</li> </ul>
National Australia Bank	豪	金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪の職場におけるジェンダー平等の向上を促進する主導的な実例を示したとして豪政府機関(WGEA)より表彰を受けた組織への融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性</li> </ul>
Motability Operations	英	カーリース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者を含む一定の基準を満たした者に貸し出す自動車、車椅子、スクーター等の購入費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者</li> </ul>
Pearson Funding PLC	英	教育サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスが行き届いていない又は能力が十分に発揮できていない学習者のための職業認定サービス開発費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者、十分なサービスを受けられない人々、失業者</li> </ul>

(注)      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集



# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑬

## ICMA原則の事業区分⑥:社会経済的向上とエンパワーメント

**【事業区分⑥の細目】**  
 ・資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール  
 ・所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合

(事業区分を「社会経済的向上とエンパワーメント」とする発行事例(以下のテレコム2社)について)

- ICTの活用によるトレーニングプログラムの提供に係るプロジェクトやデジタルテクノロジーの普及に係るプロジェクトがある。
- その中には、サプライチェーンのサプライヤーを対象とした企業責任の分野におけるトレーニングプログラムの提供に係るプロジェクトがある。

発行体名	国	業種	調達資金の用途	対象となる人々
Millicom	ルクセンブルク	テレコム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用を通じて収益増加を図る女性向けトレーニングプログラム費用(再掲②④)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業のデジタル化により収益向上を図る小規模事業を営む女性</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル端末での国際送金、水、電気、通信等のサービスへの支払処理最適化費用(再掲②)</li> <li>・ 子供たちの安全かつ有用なオンライン環境の構築費用(再掲②)</li> <li>・ 生徒、教師へのオンライン学習センター整備、IT活用トレーニング提供、学校インフラ施設整備費用(再掲②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル金融サービスユーザー</li> <li>・ 公立学校の生徒・成人の保護者</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン教育機会提供の為にトレーニングプログラム費用</li> <li>・ 安全、賄賂腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利、環境効率等のトピックに関するサプライヤー向けトレーニングプログラム費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット利用経験がない又は低品質サービスを利用している人々</li> <li>・ 持続可能性テストで最低スコア帯に属する同社サプライヤー</li> </ul>
Orange	仏	テレコム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタルテクノロジーの普及に関するOrange財団の活動に係る費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタルテクノロジーのトレーニングを受けた若者と女性、教育コンテンツにアクセスする子供</li> <li>・ 健康・教育インフラアクセスが制限されている人々</li> </ul>

(注)   ソーシャルボンドの発行事例   サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑬

## ICMA原則の事業区分⑥:社会経済的向上とエンパワーメント

**【事業区分⑥の細目】**  
 ・資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール  
 ・所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合

(事業区分を「社会経済的向上とエンパワーメント」とする発行事例(以下の食品2社、外食1社、コングロマリット1社)について)

- 小規模生産者・農家を対象とした、活動支援のための資金拠出に係るプロジェクト、農産物の購入等の費用負担に係るプロジェクト、アドバイスや金融ソリューションの提供等に係るプロジェクトがある。
- 発行体の従業員を対象にした育児支援の提供に係るプロジェクト、黒人を含むマイノリティを対象とした支援に係るプロジェクトがある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
Danone	仏	食品	・ ダノンのステークホルダー・小規模農家の活動の支援等を行うためのインパクト投資ファンドへの資金拠出	・ 1日あたりの所得が1.25～5ドルの間の人々
			・ 従業員に対する質の高い健康保険や育児支援の提供	・ 従業員
Barry Callebaut	スイス	食品	・ 道具や苗木に関する指導／アドバイス、金融ソリューション等を含むカカオ生産者への投資費用	・ カカオ農家
Starbucks	米	外食	・ コーヒーと農家の平等(C.A.F.E.: Coffee and Farmer Equity)プラクティス(環境NGOと協力したコーヒー豆に関する倫理的調達プログラム)に準拠するコーヒー豆の購入、輸送、保管等に係る費用	・ 農家支援センター、コーヒー農家
Alphabet Inc.	米	コングロマリット	・ 黒人を含む過小評価されたグループの経済的機会、平等促進プロジェクトに係る費用 (例) 黒人にサービスを提供する中小企業への資金提供 黒人起業家、黒人経営者を支援する機関への資金提供 黒人求職者のための能力開発研修運営費用 黒人の教育や経済的機会へのアクセスを向上させるためのプロジェクトに係る費用 黒人ユーチューバーを支援するファンドへの資金拠出	・ 黒人コミュニティ・起業家・求職者・開発者にサービスを提供する黒人事業主及び/又は企業

(注)      ソーシャルボンドの発行事例      サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集

# 海外の民間事業会社・金融機関によるソーシャルボンド／サステナビリティボンドの発行事例⑬

## ICMA原則の事業区分⑥:社会経済的向上とエンパワーメント

**【事業区分⑥の細目】**  
 ・資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール  
 ・所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合

(事業区分を「社会経済的向上とエンパワーメント」とする発行事例(鉄鋼1社、スポーツ用品1社)について)  
 □ 黒人、移民・難民、障がい者等のマイノリティを対象とした支援に係るプロジェクト(事業区分②でも一部掲載)がある。

発行体名	国	業種	調達資金の使途	対象となる人々
POSCO	韓国	鉄鋼	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用や職業訓練を通じた障がい者、高齢者、低所得者に対する雇用保障の提供を目的とするPOSCO子会社へのファイナンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>恵まれない人々(障がい者、高齢者、低所得者)</li> </ul>
Adidas	独	スポーツ用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様性・インクルージョン、過小評価されたコミュニティ(黒人、ラテン系コミュニティを含む)の経済的機会及び公平性を促進するための投資、支出</li> <li>IT、ヘルスケア、消費財企業における起業家(有色人種、女性、LGBTQ+)への投資、支出</li> <li>過小評価されたコミュニティ、若者向け教育とキャリアアップのための指導、能力開発プログラム、及び資金提供(再掲②)</li> <li>社会経済的要素、人種、宗教、性別、性的指向でスポーツから疎外されている若者に対してスポーツへのアクセスを提供するための費用(再掲②)</li> <li>社会的流動性推進のための、また、過小評価されたコミュニティや若者のためのキャリアアップや能力開発へのアクセス拡大プロジェクト(再掲②)</li> <li>若年女性に自信を持たせ、情熱を迫及することを促進する教育プログラムに係る費用(再掲②)</li> <li>教育、能力開発プログラムへの助成金等、難民や移民コミュニティを支援するプロジェクトに係る費用(再掲②)</li> <li>(身体、精神、学習を含む)すべての障がい者の健康及び人権を確保するための費用(再掲②)</li> <li>経済的に恵まれていない障がい者が余暇活動、教育にアクセスできるためのプロジェクトに係る費用(再掲②)</li> <li>女性向けの能力開発プログラム等、同社サプライヤーで働く女性活躍支援費用(再掲②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過小評価されたグループ、若者、ラテン系、黒人、女性、障がい者、移民や難民</li> </ul>

(注)   ソーシャルボンドの発行事例   サステナビリティボンドの発行事例  
 (出所) Environmental Finance、各債券フレームワーク・レポート・外部評価等により日本証券業協会作成、金融庁編集